

令和6年5月9日

川西市立養・小・中学校長 様

社会福祉法人川西市社会福祉協議会
川西市善意銀行
理事長 小田 秀平

善意銀行払出申請について（ご案内）

時下、貴職ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、社会福祉協議会事業の推進につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、川西市善意銀行では、要保護、準要保護以外の世帯で援助が必要と認められる世帯を対象に修学旅行にかかる経費の一部払出し事業を実施しております。

また、児童、生徒修学支援として、低所得者世帯の修学（学習・部活動・進学など）にかかる経費等のほか、福祉教育活動補助として、ボランティア活動や地域活動にかかる経費についての支援も実施しております。

つきましては、別紙留意事項をご参照いただき、下記の関係書類をもって申請いただきますようお願いいたします。（申請書類は、社協ホームページからもダウンロードできます。寄付・募金ページ → 善意銀行・ボランティア基金）

なお、提出いただく情報は、本事業のためだけに使用するものであることを申し添えます。

記

【 提出書類 】

1. 修学旅行費補助

- (1) 修学旅行費補助払出申請書
- (2) 修学旅行費補助が必要と認められる世帯の児童・生徒名簿
- (3) 修学旅行諸経費明細書（各学校の様式又は旅行会社の見積書のコピー）
- (4) 修学旅行費補助振込先（児童・生徒の口座には振込できませんのでご注意ください。）
- (5) 振込先の通帳の写し（通帳表紙および1ページ目見開きのコピー）
- (6) 領収書

2. 修学支援

- (1) 修学支援払出申請書
- (2) 修学支援費振込先（児童・生徒の口座には振込できませんのでご注意ください。）
- (3) 振込先の通帳の写し（通帳表紙および1ページ目見開きのコピー）
- (4) 修学支援払出報告書
（活用終了後速やかに提出してください。領収書等要添付。）
- (5) 領収書

3. 福祉教育活動補助

- (1) 福祉教育活動補助払出申請書
- (2) 福祉教育活動補助費振込先
- (3) 振込先の通帳の写し（通帳表紙および1ページ目見開きのコピー）
- (4) 福祉教育活動補助払出報告書
（活動終了後速やかに提出してください。領収書等要添付。）

※福祉教育活動補助とは、29年度まで修学支援に含まれておりました、ボランティア活動や地域活動にかかる経費です。

【 基準額 】

種類		対象	基準額
1	修学旅行補助	小学生	12,000円
		中学生	30,000円
2	修学支援（個人上限）	小学生	15,000円
		中学生	30,000円
3	福祉教育活動補助	養・小・中学校	20,000円

■お問い合わせ・提出先

社会福祉法人 川西市社会福祉協議会 企画・総務チーム 担当：仲原、井上

〒666-0017 川西市火打1-1 2-16 キセラ川西プラザ福祉棟1階

TEL：072-759-5200 FAX：072-759-5203

E-mail：so-mu@k-shakyo.or.jp